

## 水田利用再編対策に対する砺波市農家の対応(昭和59年度卒業論文要旨)

著者	池田 紀子
雑誌名	金沢大学文学部地理学報告
巻	2
ページ	111
発行年	1985-03-29
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/5287">http://hdl.handle.net/2297/5287</a>

# 卒業論文要旨

## 水田利用再編対策に対する砺波市農家の対応

池田紀子

1960年代後半から顕在化してきた米の生産過剰、政府古米在庫量の増大という事態に対して、政府は1970年以降、米の生産調整を目的とした諸政策を実施してきている。1978年度からは、10年間の事業として水田利用再編対策が実施されており、1984年度から、この対策の第3期が始まっている。

本稿では、兼業化の進んだ米単作地域である砺波市を取り上げ、水田利用再編対策に対して砺波市の農家がどのように対応しているかを明らかにしようとした。

米の生産調整政策の始まった頃は、土地改良通年施行による対応がほとんどであったが、圃場整備事業の進捗につれて減少し、1984年度には、土地改良通年施行によって対応しているのは、圃場整備の困難であった山間地域だけであり、転作等実施面積の97.3%を転作が占めるようになった。そこで、1984年度の転作について転作作物別に地域類型を行なうと、球根地区、飼料作物地区、麦地区、大豆地区、山間地区に分けることができたが、大まかに見ると、砺波市の転作は、山間地区を除いて、ほぼ麦、大豆をベースとして行なわれており、その中で、球根栽培農家のいる集落は球根で、酪農家のいる集落は飼料作物で転作しているといえる。

球根栽培農家は、球根栽培田の稲作をやめることによって転作を行なったことになり、酪農家は、粗飼料の自給率の向上のため、所有耕地には言うまでもなく、耕地を借りて飼料作物を栽培し、転作にあたっている。このような農家が集落内に存在すれば、転作目標面積はその一部の農家によって消化され、その他の農家は自家消費野菜を栽培することで転作を行なうだけで、以前と同様に稲作を続けている。これに対して、転作を担ってくれる農家のいない多くの集落では、転作は集落内農家すべてにふりかかった問題であった。そこで、集落内農家が平等に転作とかかわるために、ほとんどの集落でブロックローテーション方式や互助補償制度が採られている。前者は、集落内の耕地を数ブロックに分け、毎年計画的に転作作物栽培田団地を移動させる方法であり、後者は、転作作物栽培農家の農業所得を補償するため、集落内農家から互助金を徴収して、これを転作奨励補助金に上積みする制度である。転作作物としては麦、大豆が選定されており、その理由としては、栽培が比較的容易であること、転作奨励補助金の高いこと、価格が安定し販路も整備されていること、土地利用型作物なので目標面積の消化が容易であること等が挙げられる。加えて、麦は稲作用機械を共用できること、大規模栽培も容易であることも選定の理由となっている。また、転作の定着化と土地の周年利用を図るため、麦の跡田に大豆を栽培する麦・大豆体系が全県的に推進されており、砺波市でも徐々に浸透してきている。

転作の定着化を推進するため、第2期（1981年度～1984年度）から団地化転作加算制度が実施され、転作田の団地化が行なわれている。飼料作物、麦は、機械の一貫作業体系が完成しており、大規模栽培が容易である等の理由から団地化転作が進んでいるが、球根、野菜は、栽培技術、労力等から大規模栽培が困難であるため、団地化転作はあまり行なわれていない。大豆は、麦の跡作としては団地化されているが、大豆だけを栽培する場合は団地化されることは少ない。

以上述べてきたように、砺波市の農家は、水田利用再編対策に対して様々に対応してきているが、これらの対応はすべて転作奨励補助金に裏打ちされたものである。そして、砺波市だけでなく、兼業化の進んだ米単作地域のほとんどが、このような状況にあるものと考えられる。